

五島市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の 人件費率
23年度	41,274人	288億3,106万1 千円	9億1,971万6 千円	54億1,034万8 千円	18.8%	18.2%

※ 人件費には、退職手当事業負担金及び特別職に支給される給料・報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	551人	22億7,758万5 千円	3億3,997万1 千円	8億2,486万6 千円	34億4,242万2 千円	624万8 千円

※ 職員手当には退職手当を含みません。

(3) 給与の抑制措置

① 職員の給料の10%引き下げ

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3か年間実施

②-ア 常勤の特別職給料の20%引き下げ

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3か年間実施

役 職	引き下げ前の給料月額	引き下げ後の給料月額	引き下げ額
市 長	830,000円	664,000円	166,000円
副市長	680,000円	544,000円	136,000円
教育長	603,000円	482,400円	120,600円

②-イ 常勤の特別職給料の10%引き下げ

平成21年4月1日から実施

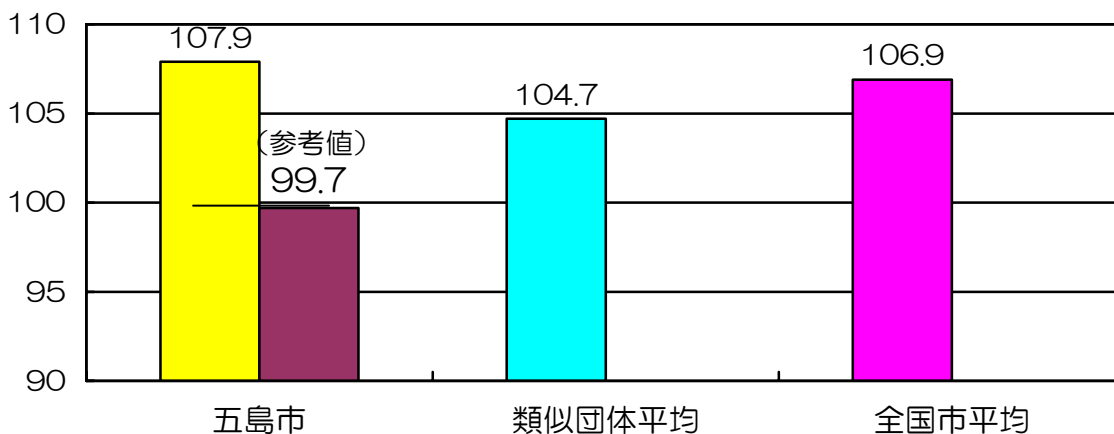
役 職	引き下げ前の給料月額	引き下げ後の給料月額	引き下げ額
市 長	830,000円	747,000円	83,000円
副市長	680,000円	612,000円	68,000円
教育長	603,000円	542,700円	60,300円

③ 管理職手当の支給率を1~2%引き下げ

平成17年4月1日から平成23年3月31日までの6か年間実施

役 職	引き下げ前	引き下げ後
課長級	給料月額の12%	給料月額の10%
課長補佐級	給料月額の8%	給料月額の7%

(4) ラスパイレス指数の状況 (平成24年4月1日現在)



※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

※ 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

※ 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

2 一般行政職給料表の状況 (平成24年4月1日現在)

(単位：円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600
最高号給の給料月額	243,700	307,800	354,700	388,300	400,600	422,600

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成24年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五島市	43.9歳	339,800円	390,235円	368,340円
長崎県	43.5歳	336,945円	420,960円	377,603円
国	42.8歳	304,944円 (329,917円)	—	372,906円 (401,789円)
類似団体	43.0歳	323,756円	373,941円	349,806円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数 (人)	平均給料 月額	平均給与 月額 (A)	平均給与 月額(国ベ- ス)	対応する 民間の 類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
五島市	49.3歳	24	369,800円	394,771円	389,846円	—			
うち用務員	50.2歳	20	372,500円	396,870円	392,170円	用務員	54.3歳	198,960円	1.99
うち運転手	45.2歳	2	347,300円	385,200円	379,100円	自家用乗 用自動車 運転者	56.0歳	219,200円	1.75
長崎県	50.2歳	461	333,067円	389,758円	366,292円	—			
国	49.7歳	3,479	270,465円 (285,030円)	—	307,506円 (323,181円)	—			
類似団体	49.2歳	25	307,716円	331,694円	320,458円	—			

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公 務 員 (C)	民 間 (D)	C/D
五島市	6,360,152円	—	—
うち用務員	6,358,588円	2,776,220円	2.29
うち運転手	6,150,749円	3,123,500円	1.96

※ 民間のデータは、厚生労働省が公表する「賃金構造基本統計調査」（賃金センサス）の職種別の数値を3ヶ年平均（平成21年度から平成23年度）したものです。

※ 技能労務職の職種と民間の職種の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致するものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（C）」及び「民間（D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五 島 市	37.4歳	305,900円	329,133円	319,444円
長 崎 県	43.8歳	370,304円	423,923円	—
類似団体	42.8歳	314,537円	334,068円	—

④消防職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
五 島 市	37.4歳	281,400円	333,153円	304,449円
類似団体	38.6歳	292,114円	351,347円	318,925円

※ 「平均給料月額」とは、平成24年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

※ 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものです。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

※ 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国ベース)」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前)です。

(2) 職員の初任給の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		五島市	長崎県	国
		初任給		
一般行政職	大学卒	172,200円	172,200円	163,987円 (172,200円)
	高校卒	140,100円	140,100円	133,418円 (140,100円)
技能労務職	高校卒	140,100円	154,300円	—

(3) 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額状況（平成24年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	270,233円	323,525円	357,460円
	高校卒	222,100円	268,300円	330,417円
技能労務職	高校卒	—	—	—

※ 経験年数に近似の職員がない項目は、空欄となっています。

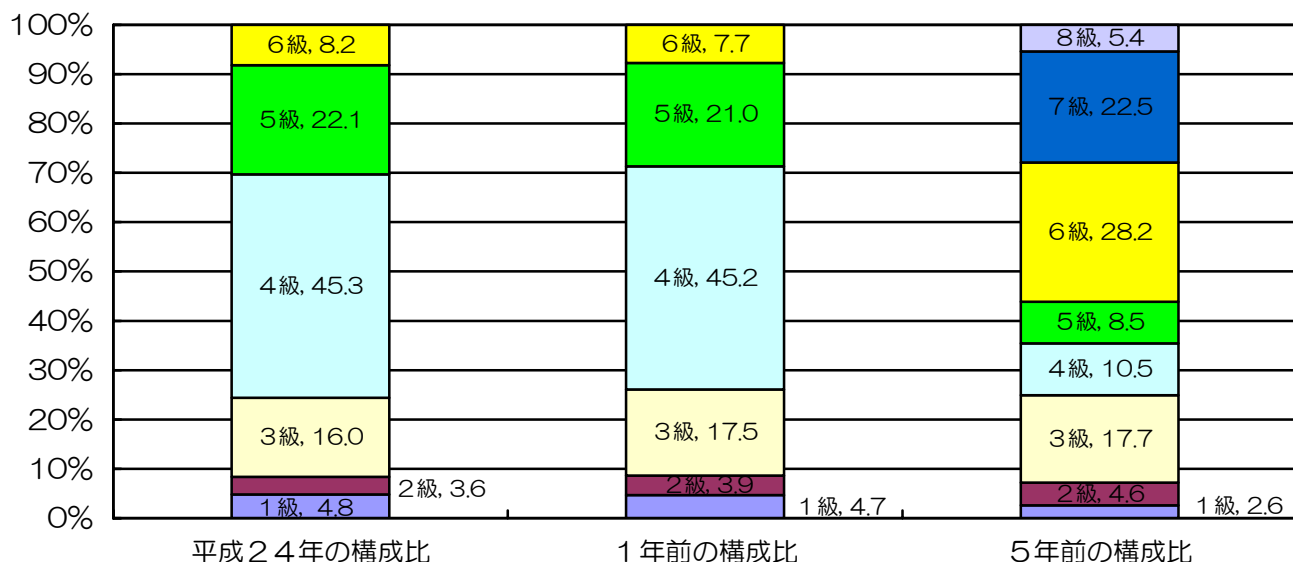
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成24年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
6級	課長 支所長	32人	8.2%
5級	課長補佐	87人	22.1%
4級	係長	178人	45.3%
3級	係長 上級係員	63人	16.0%
2級	上級係員	14人	3.6%
1級	事務職員	19人	4.8%

※ 五島市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

※ 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



※ 平成20年1月に8級制から6級制に変更しています。
 (旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合)

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

- 勤務成績が良好でない者（昇給日前1年間の6分の1に相当する期間の日数以上の日数を勤務していない職員等、昇給日前1年間において、懲戒処分に処された者など）は、号給の調整が行われます。
- 平成20年度から人事評価制度を試行しています。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

五 島 市 (企業職を除く)	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額 (平成23年度) 147万3千円	1人当たり平均支給額 (平成23年度) 159万1千円	—
(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加 算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況

○ 成績率
・ 標準：70.0/100
・ 基準日前6ヶ月において、懲戒処分を受けた者：48/100 から 31/100
○ 期間率
・ 標準：期間率100/100
・ 基準日前6ヶ月において、勤務しなかった日から週休日、休日を除いた期間が30日を超える場合は除算期間となります。

(2) 退職手当（平成24年4月1日現在）

五 島 市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 ・ 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり 平均支給額	自己都合 450万1千円	勸奨・定年 2,212万2千円			

※ 五島市は、長崎県市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

(3) 特殊勤務手当（平成24年4月1日現在）

区 分		企業職を除く	
支給実績（平成23年度決算—企業職を除く）		2,564万6千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）		294,781円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成23年度）		13.8%	
手当の種類（手当数）		13	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
徴収事務従事者手当	市税の徴収事務に専従する職員	市税の徴収事務	月額 3,500円

福祉事務従事者 手当	福祉事務従事職員のうち、現業又は査察事務に従事する職員	福祉事務のうち、現業又は査察事務	月額 8,800円
行旅死亡人等収容 手当	行旅死亡人・行旅病人の収容に従事した職員	行旅死亡人、行旅病人の収容	行旅死亡人の収容 1件につき4,000円 行旅病人の収容 1件につき1,600円
感染症防疫作業 従事者手当	感染の危険がある作業等に従事した職員	感染症又は家畜伝染病が発生し、又は発生するおそれがある場合において、感染症の患者若しくは患畜若しくは感染症の疑いのある患者若しくは疑似患畜の救護又は感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の危険がある物件の処理作業	日額 600円
高所勤務手当	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業に従事する職員	地上5メートル以上の箇所において工事の指導監督又は作業	日額 270円
医師手当	本市の診療所で医療に従事する医師	本市の診療所で医療に従事する医師に対し支給する。ただし、次のいずれかに該当する医師に対しては、それぞれ次に定める額を加算した額を支給する。 ア) 国民健康保険玉之浦診療所に勤務する医師 月額 30万(別途、経過措置有) イ) 市長が必要と認めた医療に従事した医師 1回 22,000円	月額308,000円 別途、ア・イを加算する。 ア) 300,000円 イ) 1回22,000円
往診手当	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	本市の診療所の医師で往診に従事するもの	往診料の額 (30万円限度)
校医手当	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医	本市の診療所の医師で市内の小中学校の校医であるもの	1校につき 年額 75,500円
保育所医手当	本市の診療所の医師で市内の保育所医	本市の診療所の医師で市内の保育所医であるもの	1保育所につき 年額 20,000円

予防接種手当	本市の診療所の医師で予防接種に従事するもの	予防接種に従事	1日 2,700円
離島勤務手当	離島に所在する出張所等に勤務する職員	離島に所在する出張所（出張所分室を含む。）、診療所（分院を含む。）、小中学校及び保育所に勤務する職員	月額23,000円 ただし、支給日から3年を経過した者及び通勤により勤務する者については、月額3,000円
用地交渉手当	用地交渉業務に従事する職員	用地の取得又は処分のため継続的に交渉業務に従事	日額350円
放射線取扱手当	放射線照射作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する作業に従事	日額230円

（４） 時間外勤務手当

支給実績（平成23年度決算－企業職を除く）	9,162万1千円
職員1人当たり平均支給年額（平成23年度決算）	17万7千円
支給実績（平成22年度決算）	8,275万6千円
職員1人当たり平均支給年額（平成22年度決算）	16万2千円

（５） その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （平成23年度決算－企業職を除く）	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		1億1,223万1千円	251,076円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				
地域手当	当該地域における民間の賃金水準を基礎とし、当該地域における物価等を考慮して規則で定める地域に在勤する職員に支給する	同じ		37万4千円	93,444円
住居手当	借家・借間居住職員（月額12,000円を超える家賃を支払っている職員） 27,000円以内	同じ		4,606万3千円	246,325円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員(2km以上) 55,000円以内	同じ		3,136万7千円	86,172円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員(2km以上・使用距離に応じて) 27,100円以内				

単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後に在勤する公署に通勤することが困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員 ・23,000円＋加算額 ※加算額は距離に応じて6,000円～45,000円	同じ		431万8千円	287,867円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・課長級：給料月額12% ・課長補佐級：給料月額8% (※ただし、H17.4.1からH23.3.31までの間12%は10%、8%は7%で支給する)	異なる	人事院規則9-17(俸給の特別調整額)第1条、別表第1において、組織別、官職別に指定され、区分別に定額の手当額が定められています	4,021万7千円	496,508円
初任給調整手当	医療職給料表の適用を受ける職員の職に新たに採用された職員 ・410,900円(採用の日から35年の期間に限る)	異なる	国：職員の区分及び採用の日以後の期間の区分に応じて額が変動	1,356万円	4,519,900円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられ、勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×135/100×休日勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	3,019万9千円	198,681円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 ・勤務1回につき4,200円(入院患者の病状の急変等に対処するための医師の宿日直勤務にあつては20,000円、看護師の宿日直勤務にあつては7,200円)	異なる	国：勤務時間が5時間未満の場合は、百分の五十を乗じて得た額	678万円7千円	617,018円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合 ※勤務1時間当たりの給与額×25/100×夜間勤務時間数	異なる	※勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる	302万9千円	36,936円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を受給している職員が、臨時又は緊急の必要等により、週休日、休日等に勤務した場合 ・課長級：6,000円　・課長補佐級：4,000円	異なる	国：職員に適用される俸給の特別調整額の区分等に応じ支給額が異なる	—	—
へき地手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の5の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の25を超えない範囲内			310万7千円	443,870円
へき地手当に準ずる手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第10条の6の規定に準じて支給する。 ・給料及び扶養手当の月額合計額の100分の4を超えない範囲内			124万8千円	207,929円
義務教育等教員特別手当	教育委員会に勤務する指導主事に対し、長崎県市町村立学校県費負担職員の給与等に関する条例第18条の2の規定に準じて支給する。 ・月額22,000円を超えない範囲内			61万6千円	87,943円

特定任期付職員業績手当	特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員 ・給料月額に相当する額	同じ		110万7千円	1,107,000円
-------------	---	----	--	---------	------------

6 特別職の報酬等の状況（平成24年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	市 長	830,000円 (747,000円)	989,000円/259,000円
	副市長	680,000円 (612,000円)	816,000円/483,000円
報 酬	議 長	433,000円	545,000円/230,000円
	副議長	351,000円	474,000円/200,000円
	議 員	335,000円	450,000円/180,000円
期 末 手 当	市 長	(平成23年度支給割合)	
	副市長	2.95月分	
退 職 手 当	議 長	(平成23年度支給割合)	
	副議長	2.95月分	
	議 員		
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×支給割合 600/100×在職年数	19,920,000円 任期毎
		給料月額×支給割合 360/100×在職年数	9,792,000円 任期毎

※ 市長、副市長については平成21年4月1日から給料の10%減額を実施しており、()書きは減額後の額です。

※ 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

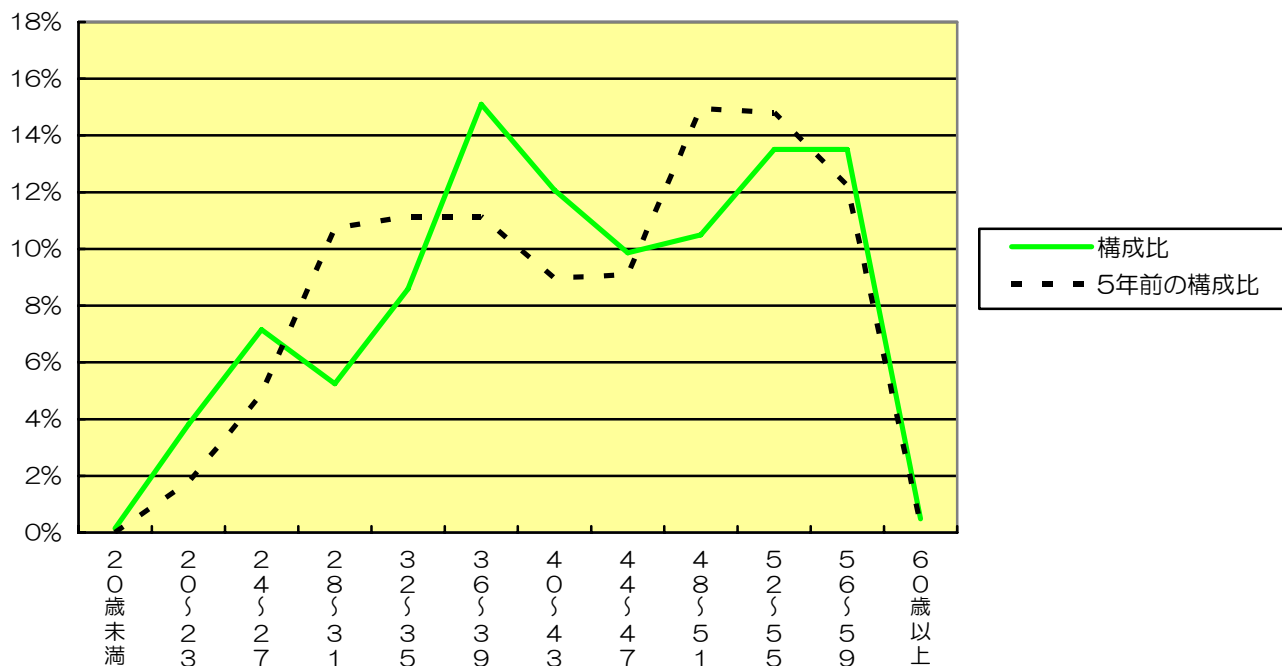
7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

区 分 部 門		増減数	増減数	増減数	主な増減理由	
		平成23年 4月1日現在	平成24年 4月1日現在			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	5	5		退職不補充による減員
		総 務	146	133	▲13	
		税 務	33	33		
		農林水産	54	54		
		商 工	23	23		
		土 木	40	42	2	
		民 生	38	33	▲5	
		衛 生	53	53		
		計	392	376	▲16	
		教 育 部 門	62	61	▲1	
	消 防 部 門	97	101	4		
	小 計	551	538	▲13	<参考> 人口1万人当たり職員数 130.35人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.66人)	
公営企業等 会計部門	病 院	16	16		退職不補充による減員	
	水 道	35	32	▲3		
	交 通	5	5			
	そ の 他	38	38			
	小 計	94	91	▲3		
合 計		645 [911]	629 [911]	▲16 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 152.40人	

※ 職員数は一般職に属する職員数です。
 ※ []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成24年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	1人	24人	45人	33人	54人	95人	76人	62人	66人	85人	85人	3人	629人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年度	H19年	H20年	H21年	H22年	H23年	H24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	480	439	413	411	392	376	▲21.67 (%)
教育	62	58	58	61	62	61	▲1.61 (%)
消防	97	98	100	96	97	101	4.12 (%)
普通会計計	639	595	571	568	551	538	▲15.81 (%)
公営企業会計計	97	96	101	96	94	91	▲6.19 (%)
総合計	736	691	672	664	645	629	▲14.54 (%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A
23年度	5億620万9千円	2,936万7千円	9,558万7千円	18.8%

区 分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
23年度	15人	6,357万2千円	827万5千円	23,740千円	9,558万7千円	637万2千円

※ 職員手当には退職手当を含みません。

※ 職員数は平成24年3月31日現在の人数です。

イ 給与の抑制措置

・ 職員の給料の10%引き下げ

平成18年4月1日から平成21年3月31日までの3か年間実施

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
五 島 市	43.2歳	373,772円	531,038円
市町村団体平均	45.4歳	358,043円	528,316円

※ 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合計額です。

※ 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

企 業 職	五島市(企業職を除く)
1人当たり平均支給額(平成23年度) 158万2千円	1人当たり平均支給額(平成23年度) 147万3千円

(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分	(平成23年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

イ 退職手当 (平成24年4月1日現在)

企 業 職			五 島 市 (企業職を除く)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり 平均支給額	自己都合 450万1千円	勸奨・定年 2,212万2千円			

※ 五島市は、長崎縣市町村総合事務組合の退職手当事業に加入しており、支給率は同組合の支給条例に基づくものです。なお、退職手当の1人当たり平均支給額は、平成22年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

ウ 時間外勤務手当

支給実績 (平成23年度決算)	165万3千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成23年度決算)	110千円

エ その他の手当 (平成24年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円	同じ		370万7千円	247,100円
	配偶者以外の扶養親族 6,500円				
	配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円				
	満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 5,000円加算				

住居手当	借家・借間居住職員（月額 12,000 円を超える家賃を支払っている職員） 27,000 円以内	同じ		159万9千円	114,200 円
通勤手当	交通機関を利用して通勤する職員(2km 以上) 55,000 円以内	同じ		68万5千円	42,800 円
	自動車等交通用具を使用して通勤する職員(2km 以上・使用距離に応じて) 27,100 円以内				
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員 ・課長級：給料月額の 12% ・課長補佐級：給料月額の 8% (※ただし、H17.4.1 からH23.3.31 までの間 12%は 10%、8%は 7%で支給する)	同じ		60万1千円	600,336 円